意見書案第　７１　号

北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する
意見書

上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

平成２２年１２月１７日提出

提出者　長沼町議会議員　　粟　木　睦　男
賛成者　　〃　　山　本　克　己

長沼町議会議長　　駒　谷　広　栄　　様

北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書

国は、今年６月に閣議決定した「新成長戦略」の中で、２０２０年までに食料自給率を５０％に向上することや、温室効果ガスを２５％削減すること、訪日外国人を２５００万人とするなどを目標に掲げました。

これらの目標達成に向けては、我が国の自給食料の２２．３％を生産し、全国の森林面積の約４分の１を保有するほか、多様なエネルギー資源や自然環境に恵まれている北海道の役割は極めて大きいばかりでなく、生物多様性の観点からも、北海道の計画的な開発を継続することが求められます。

国は、平成１３年１月の省庁再編により北海道開発庁を廃止し、北海道総合開発の企画・立案・推進の機能を国土交通省北海道局に引き継ぐこととしました。

北海道局は、北海道開発を一元的に担当する局として、国が進める関連施策の企画立案や総合調整を、各省庁と対等な立場で行う機能を有しており、全国一律の観点で政策を所管する国土交通省他局とは性格を異にしています。

さらに、北海道局が北方領土隣接地域の振興政策の企画立案・推進を所掌していることから、ロシア大統領の北方領土訪問により、ロシアによる北方領土の不法な占拠を既成事実化しようとしている状況下において、北海道局を廃止・統合することは今後の北方領土交渉に重大な影響を及ぼします。

よって、国においては、食料自給率向上や温室効果ガス削減、生物多様性の維持に加え、北方領土隣接地域の振興やアイヌ政策の拡充における北海道の役割や位置づけを踏まえ、北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続を図るよう強く求めます。

記

１　北海道開発を総合的かつ着実に推進するため、北海道開発の枠

組みを堅持し、北海道局を存続すること。

２　平成２０年７月に閣議決定された「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」を着実に推進すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出します。

平成２２年１２月１７日

長沼町議会議長　　駒　谷　広　栄

提出先

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
国　土　交　通　大　臣
各　　通